

シニア向け情報

申込期間 8月1日(月)～31日(水)

※土日・祝日を除く

申込方法 次のものを役場住民課へ持参してください。

・印鑑

・お二人で写っている写真

(仲良く前を向いて写っているもの)※広報に掲載します

・戸籍謄本

(本町に本籍がない方のみ)

その他 要件を満たしていて、今までに申し出ていないご夫婦も今年お祝いをしますので、申し出てください。

過去に金婚夫婦としてお祝いを受けられた方は除きます。

問合せ先 役場 住民課

内線173・174

金婚夫婦をお祝いします

結婚生活50年の金婚夫婦の方をお祝いします。

●金婚夫婦に該当する方

令和4年9月15日現在、本町に住所がある方で、婚姻生活が50年になったご夫婦(昭和46年9月16日から昭和47年9月15日まで)に結婚された方)

介護予防教室 はじめての元気あつぷ教室

感染症予防のため、外出を控えることにより運動不足になっていませんか。

高齢期はささいなことがきっかけで、体調を崩していくことがあります。

いつまでも生き生きとした元気な体を作っていくためにも心身の衰えを予防することは大切

です。

運動機能を向上し、いつまでも元気に過ごすためにも、皆さんと一緒に楽しく体を動かしましょう。

とき 9月2・9・16・30日・10月7・14・21・28日・11月4・11・18・25日(全金曜)12回コース

午後1時30分～3時

ところ スポーツセンター1階 サブアリーナ

対象 65歳以上の方(要支援認定を受けている方または低体力者の方)

内容 イスに座ってできる運動など

講師 健康運動指導士

定員 15名

参加費 無料

持ち物 飲み物、筆記用具、運動できる服装、室内用靴

申込期間 8月4日(木)～19日(金)

※定員になり次第締め切りします。

申込締切日に定員の過半数に満たない場合やスポーツセンターの貸館状況によっては、開講しない場合があります。

申込・問合せ先 役場 民生課

内線158

Happy茶ロン Happy筋肉づくり

「歩くのが遅くなった」「ペットボトルの蓋が開けにくくなった」なんて感じたことありませんか？

茶ロンで楽しく筋力アップしましょう。

とき 8月10日(水)

午後2時から(40分程度)

ところ 老人福祉センター和室

対象 65歳以上の方または老人クラブ会員

内容 日常生活の中で「楽しく」できる運動を行います。

講師 機能訓練指導員(柔道整復師)

定員 10名程度

※オンライン参加者除く

参加費 無料

申込期間 随時受付

※ただし、定員になり次第締め切ります。

※オンラインでの参加をご希望される方には、申し込みの際に当日の参加用ID、パスワードをお知らせします。

申込・問合せ先 老人福祉センター ☎(443)0553

**介護保険負担限度額
認定申請を
受け付けています**

低所得者の方の施設利用(施設サービスや短期入所サービス)が困難とならないように、申請により、食費・居住費(滞在費)の一定額以上は保険給付されます。

対象

- ・住民税非課税世帯かつ別世帯に配偶者がいる場合には、配偶者も住民税非課税の方
- ・預貯金等の残高が一定額以下の方。本人の収入状況(年金収入+その他の合計所得金額の合計。以下年金収入等という)および単身または夫婦によって上限が変わります。
- ・**第1段階(老齢福祉年金受給者など)**
単身1000万円、夫婦2000万円以内の方
- ・**第2段階(年金収入等80万円以下)**
単身650万円、夫婦1650万円以内の方
- ・**第3段階①(年金収入等が80万円超120万円以下)**
単身550万円、夫婦1550万円以内の方

- ・**第3段階②(年金収入等が120万円超)**
単身500万円、夫婦1500万円以内の方

(預貯金等とは、預貯金、信託、有価証券、現金など)

※負債がある場合は預貯金等の額から差し引きます。

不正行為への加算金

預貯金等の申請で不正を行った場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を支払うこととなります。

申請に必要なもの

- 1 介護保険負担限度額認定申請書
 - 2 同意書
 - 3 代理申請の場合は、委任状
 - 4 介護保険被保険者証
 - 5 個人番号カードまたは通知カード
 - 6 申請者の本人確認書類(顔写真付でないものであれば2点)
 - 7 預貯金通帳等
- ①②③については、町ホームページからダウンロードできます。
問合せ先 役場 民生課
内線115・158

(1日当たり)

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

敬老会の中止

今年度9月に開催を予定していましたが令和4年度大治町敬老会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止します。

なお、敬老金の支給は、9月中旬に対象者の方へ通知する予定です。

ご理解のほどよろしくお願ひします。

問合せ先 役場 民生課

内線1558

シルバー人材センターからのお知らせ

●新規入会説明会

とき 8月10・24日(水)

午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター 高齢

者生きがい活動センター内 2階 会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上で町内在住の方

●草取り・草刈りについて

シルバーでは伸びてきた庭や空地の草の除草作業も行っています。注文が混みあいますので、ご希望の方は、お早目にご注文

ください。

お電話お待ちしています。

申込・問合せ先 シルバー人材センター ☎(443)1680

高齢者福祉サービス

緊急通報装置設置事業

ご自宅の電話機に接続する緊急通報用の機器を貸与します。急病や災害等の緊急時にボタン一つで海部東部消防署および協力員に通報できます。協力員2名を確保して、申し込んでください。

対象

- ・ おおむね65歳以上の虚弱な在宅ひとり暮らしの方
- ・ 在宅ひとり暮らしの重度身体障害者
- ・ ねたきり老人または重度身体障害者を抱える高齢者のみの世帯の方、またはこれに準ずる世帯の方等

寝具乾燥・消毒サービス事業

ねたきり老人等の衛生を保持するためのサービスを無料で実施しています。ただし、所得制限があります。

対象 65歳以上でねたきり状態の方等

実施回数 月1回(寝具4枚まで)

内容 居宅を訪問して寝具を収集し、熱風による寝具の乾燥および殺菌消毒を行い配達します。

老人日常生活用具給付等事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等に、日常生活用具を給付または貸与します。ただし、収入に応じて一部自己負担額が必要となります。**主な対象品目** 電磁調理器、自動消火器、火災警報器等

ひとり暮らし老人ふれあい交流事業

高齢者同士やボランティアの方々との交流を深めていただく

き、ひとり暮らし老人の方々の健康保持と積極的な社会参加を図ります。※新型コロナウイルス感染症防止策を講じて開催致しますが、感染拡大の恐れがある場合は中止することがありますのでご了承ください。

対象 65歳以上でひとり暮らしの方

内容 スポーツ、レクリエーション、入浴、会食など

配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らしの高齢者等の方に、定期的に居宅に訪問してバランスのとれた食事を提供するとともに、ご本人の安否確認を行います。

対象

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 高齢者または身体障害者のみの世帯およびこれに準じる世帯

内容 給食業者が調理した食事を、昼食時に各家庭へ配達します。

利用料 1食500円

家族介護慰労事業

重度の要介護状態にある高齢者等を在宅で常時介護している方に、家族介護慰労金を支給します。

対象 要介護4、5と判定された町民税非課税世帯の高齢者を、過去1年間介護サービスを受けずに在宅で介護している家族

※年間当たり7日間までの短期入所生活介護または短期入所療養介護については、サービスを受けなかったものとす

支給額(年額) 10万円

11月までの問合せ先

役場 民生課

内線158

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健やかに自分らしい生活を送ることができるよう、センターの社会福祉士、主任ケアマネジャー、看護師が中心となつて必要な援助・支援を包括的に行います。

内容

- ・高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、要支援者等を対象とした予防給付および介護予防日常生活支援総合事業のケアプランを作成します。
- ・高齢者やその家族、近隣に暮らす方々の介護に関する相談や心配ごとなど、総合的な相談に応じます。
- ・高齢者が安心して暮らすため、虐待の早期発見に対応するなど、さまざまな権利を守るための支援を行います。
- ・高齢者の心身の状態に合わせ、必要なサービスが提供されるよう、ケアマネジャーへの指導・助言や関係機関との連絡調整を行います。

問合せ先 地域包括支援センター

☎(442)0857

在宅介護支援センター

在宅の要介護高齢者または要援助となる恐れのある高齢者を抱える家族等の各種相談に対して、面接や24時間の電話相談などに応じ、ニーズに合った各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関と

の連絡調整を行います。

また、公的保健福祉サービスの利用手続きに関する代行申請等も行います。

問合せ先 老人保健施設「四季の里」内 町在宅介護支援センター
☎(441)5155

海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター (あまさぼ)

当センターは、医療や介護が必要になつても、住み慣れた地域で安心して生活できるように、在宅医療の相談窓口として、関係する医療機関、介護事業所、行政機関等と連携を図り、適切な在宅医療・介護の情報を提供しています。

医療と介護の知識を持つ相談員が常駐し、皆さんの相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

問合せ先 津島市役所神守支所

内 海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター(あまさぼ)

☎0567(58)5989

(平日午前8時30分～午後5時15分)

こどもからSDGs おおはるからはじめようSDGs ~SDGs(エスディーゼズ)ってなんだろう?vol.4~



家の近くにお出かけするときは、徒歩や自転車を使いましょう。遠いところにお出かけするときは、バスや電車などの公共交通機関を使うことも考えましょう。

毎月第一水曜日は「エコモビ(エコモビリティライフ)の日」。クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかしく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用しましょう。